

佐賀県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	区間	の区域		
一般国道 四四四号	佐賀市諸富町大字為重字上 下一五六九番三地先から 佐賀市諸富町大字為重字石 塚分一本杉一角三三八番一 地先まで	後	六五・四 一〇 一〇	二、四二七・一
	佐賀市諸富町大字為重字上 下一五六九番三地先から 佐賀市諸富町大字為重字石 塚分一本杉一角三三八番一 地先まで	前	六五・四 一〇 一〇	二、三五一・七